

「医療観察事件における被害者の関与と 情報へのアクセスを考えるシンポジウム」

〈日時〉 令和4(2022)年6月15日(水)

午後5時30分(開始)～8時(終了予定) 開場 午後5時

どなたでもお越しいただけます。ただし、会場の定員(100名)を超える来場者があった場合には三密を避けるために入場を制限させていただく場合があります。※参加事前登録不要

〈場所〉 日本弁護士連合会・東京弁護士会講堂クレオ B・C

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号弁護士会館2階

東京メトロ霞ヶ関駅 B1b出口直通 B1a出口すぐ

〈主催〉 医療観察法と被害者の会

〈プログラム〉

1 開会挨拶

2 第1部 講演

① 「医療観察事件の概要と被害者の現在の状況」

新全国犯罪被害者の会(新あすの会)事務局長

東京弁護士会犯罪被害支援委員会元委員長

弁護士 米田 龍玄 氏

② 「医療観察制度における社会復帰調整官の役割と被害者等に対する情報の提供について(仮題)」

法務省保護局総務課精神保健観察企画官室

③ 「医療観察法入院対象者に対する被害者への対応」

国立病院機構久里浜医療センター司法病棟部長

医師 西岡 直也 氏

④ 「被害者支援の進捗状況と医療観察」

上智大学客員研究員 伊藤 富士江 氏

3 第2部 被害者遺族・支援者の声

4 閉会

〈YouTube 配信〉 ライブ 令和4(2022)年6月15日(水)

午後5時30分(開始)～8時(終了予定)

URL <https://youtu.be/UNebkLvpd6U>



アーカイブは本シンポジウム終了後2、3日後から期間限定で公開
予定です。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の施行から間もなく17年。運用については概ね評価されているものの、被害者や遺族の権利利益の擁護に関する法制度の整備はいまだ不十分なままです。

加害者が心神喪失等の状態であったかどうか、刑事責任能力を問えるかどうかは被害者や遺族にはまったく関係ないことです。わが国の犯罪被害者支援に関する法制度が整備されつつある中、医療観察事件の被害者や遺族は取り残されています。医療観察審判での意見陳述、鑑定意見書等記録の閲覧謄写、対象者の治療状況に関する被害者への情報提供、検察審査会の審査申立て等について法制度を整備することは喫緊の課題です。

今回のシンポジウムでは、医療観察事件の被害者や遺族の権利利益に関する法制度の拡充、特に被害者の手続への関与や情報へのアクセスについて皆様と一緒に考えてみたいと思っております。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

* 医療観察制度とは、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかない等、刑事責任を問うことができない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的として設けられた制度です。

* 医療観察法と被害者の会（通称「がじゅもりの会」）

（HP <https://www.iryokansatsuhohigaisha.jp>）は、精神疾患を持つ加害者から被害を受けた被害者本人、遺族及び支援者からなる団体です。

当会の代表は、平成31（2019）年2月25日、児童養護施設長をしていた夫を刺殺されました。加害者は心神喪失を理由に不起訴となり、代表を含む遺族は以降事件について知ることができなくなりました。

当会は、医療観察事件の被害者や遺族の権利利益に関する法制度の拡充のため、昨年7月に最高裁判所、厚生労働省、法務省に対して要望書を提出したほか、調査研究等の活動を行っております。

【お問い合わせ】

医療観察法と被害者の会（E-mail info@iryokansatsuhohigaisha.com）
京橋法律事務所 弁護士 濱口 文歌（電話 03-6228-7534）

【当日取材を希望される報道機関におかれましては、濱口まで事前にご連絡をいただけますと幸いです。】

以 上